

指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第14号

平成28年3月10日発行

**反対同盟会 執行体制を協議
区長会を中心に調整**

【経過】

昨年12月7日、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会（以下「同盟会」という）全体会において、本部役員13名全員が辞任を表明いたしました。

その後、町長宛てに12月8日付けの同盟会会長名の文書で『反対同盟会本部役員の退任について』（塩谷町ホームページ参照）が提出されました。その内容は「今後の同盟会の本部役員を選出等について、町が会議の場を設定し、議会、区長会等の関係団体と綿密な協議を行い、町民の期待に添える役員選出となるようお力添えを願いたい」とのことでありました。以後、現在まで同盟会執行部が不在の状態が続いております。

このため、町は、同盟会長からの文書の主旨を尊重し、招集者のいない緊急事態であることを見込み、一時的な調整役として、各行政区長、町内の各種団体の長と「今後の執行体制をどのように構築するかについて」を協議・検討することとし、会議の招集をいたしました。

【第1回会議 概要】

平成27年12月26日（土）16時から「道の駅湧水の郷しおや多目的ホール」において、第1回の同盟会執行体制検討会議が開催されました。

会議は、町長及び議会議長挨拶、その後、町長が進行役となり「反対同盟会の今後の執行体制について」を協議いたしました。初めに、今回の会議に至った一連の経過を説明した後、今後の執行体制について話し合いが行われました。その中で、「反対運動の長期化に伴い、町内の各団体に多様な思いが募っているのではないか」という報告や「同盟会は町民の意思を表す組織である。議論不足があったのではないか」「今後の体制づくりには時間がかかると思う」「新たな枠組みの組織をつくる際は、町や議会としっかり意思疎通したうえで活動してほしい」などの意見が出されました。

【第2回会議 概要】

平成28年2月27日（土）18時から「塩谷中学校屋内運動場アリーナ」において、第2回同盟会執行体制検討会議が開催されました。

会議は、町長及び議会議長挨拶、その後、町長が進行役となり「反対同盟会の今後の執行体制について」の意見交換と今後の進め方を協議いたしました。その中で、「町長がトップで、次に議員が立つべきだ」「住民が主体的に組織する団体は必要である。町長が言えない部分を住民団体が発言すれば活動が広がる」「人事組織委員会を立ち上げて検討してはどうか。そこで規約や事務局、迅速な意思決定体制を決めてはどうか」「町の区長会を中心に進めたらどうか」「区長を通して住民の意見を吸い上げる組織が望ましいのではないか」などの意見が挙がりました。

出してはどうか」との提案をし、了承されました。（詳細は、同盟会ホームページ参照）

併せて区長会にもご協力をいただく。そのうえで、案を提示するのはどうか」と提案をされ、了承されました。また、出来るだけ早く、皆様方に案を提示できるように取り組んでいくという考えを示しました。（詳細は、同盟会ホームページ参照）

【協議のポイント】

第2回会議の席上において、「同盟会のトップに町長が立つべきである」との意見が挙がりました。同盟会活動のような住民運動で、町長（首長）が先頭に立つことが適当でない理由等を掲載いたします。

【同盟会は住民団体である では住民団体とは？】

住民が自分たちの利益向上、生活上向上などのために団結して運動を起こしたり、社会の上層部などに訴えかける事により社会を動かす事を目的とした団体

【町長の仕事とは】

町長は、地方自治の本旨に基づき、地域住民の意思に基づいて町の運営をすることが原則で

（裏面に続く）

指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第14号

平成28年3月10日発行

ありますが、その一方で地方自治法等において、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえないければならないという現実もあります。今回の詳細調査候補地選定については、町長も明確に国に対して「反対」の意思を示しています。しかしながら、町と国・県との関係は指定廃棄物の問題だけで繋がっているのではなく、様々な要因で繋がっていることも事実です。まして、今回の指定廃棄物問題については、放射性物質汚染対処特措法において、地方公共団体(県・町)は国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たさなければなりません。と明記されています。

以上のようなことから、町長が同盟会の会長となることは困難であります。が、「断固反対」「絶対反対」の気持ちは町民の皆様と同じですので御理解ください。町長として言えない部分も同盟会長が発言することにより、より一層、幅の広い強い反対活動が広がっていくと考えております。

そのためには、町、議会、同盟会(町民)の三者がコミュニケーションをとり意思疎通を図って、共同歩調で一致団結して問題解決に当たることが一番大切であると思っております。

今回の茨城県における現状保管の継続の報道を受けまして、町民の皆様方から県内の保管状況についての問い合わせを数多くいただきました。わかりやすいように下図のようなマップを作成してみましたので、ご参考にしてください。

栃木県市町毎保管状況

《平成26年3月31日現在》

- 保管量の朱書きは100トン以上保管している市町
- 青線・赤線囲みは農林業系副産物を保管している市町
赤線囲みは1,000^t以上を保管している市町
- 「農」で書かれている数値は農林業系副産物の保管量

